

# 協働環境委員会会議録

令和元年7月2日(火)

(開会) 10:00

(閉会) 11:31

## 【案件】

1. 議案第86号 飯塚市交流センター条例及び飯塚市ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例
2. 議案第87号 飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例
3. 議案第88号 飯塚市健幸プラザ条例の一部を改正する条例

## 【報告事項】

1. 作業中における車両損傷事故について 【環境対策課】
2. 工事請負契約の報告について 【契約課】

---

## ○委員長

ただいまから、協働環境委員会を開会いたします。「議案第86号 飯塚市交流センター条例及び飯塚市ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

## ○まちづくり推進課長

「議案86号 飯塚市交流センター条例及びふれあい交流センター条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をさせていただきます。議案書の49ページをお願いいたします。

消費税率及び地方消費税率の改定に伴い、飯塚市交流センター及び飯塚市ふれあい交流センターの使用料を改定するとともに、飯塚市ふれあい交流センターに新たに市外料金並びに営利目的の使用料に関する規定を設けるため、本案を提出するものでございます。

議案書57ページをお願いします。飯塚市交流センター条例及びふれあい交流センター条例資料、新旧対照表に基づき、説明させていただきます。まず、飯塚市交流センター条例につきまして、ご説明いたします。飯塚市交流センターは、市内に12地区ございます。今回この12地区の交流センター並びに庄内交流センター別館と穎田交流センター別館につきまして、消費税率及び地方消費税率の改定に伴い、議案書57ページから63ページ上段の資料、新旧対照表の下線部、アンダーライン箇所のとおり、それぞれ使用料を改定するものでございます。なお、市内、市外の施設使用料の表記につきましては、改正前は施設使用料表中に、市内、市外ともに1時間当たりの使用料を記載しておりましたが、改正後におきましては、施設使用料表中に、市内の1時間当たりの使用料を記載し、表中右端の備考欄に「市内以外のものが使用する場合は、10割増とする。」という表記にそれぞれ改めさせていただいております。

次に、議案書63ページ中段、飯塚市ふれあい交流センター条例資料、新旧対照表をお願いいたします。飯塚市ふれあい交流センターにつきましても、消費税率及び地方消費税率の改定に伴い、議案書63ページ中段の資料、新旧対照表の下線部、アンダーライン箇所のとおり、それぞれ使用料を改定するものでございます。また今回、飯塚市ふれあい交流センターにつきましては、表中備考欄並びに表下備考3に記載のとおり、市外料金並びに営利目的での使用料を設けております。あわせて、備考2に新たに「市内」の定義を追加させていただいております。施行日につきましては、令和元年10月1日からでございます。

以上、簡単ではございますが、「議案第86号 飯塚市交流センター条例及びふれあい交流センター条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明を終わらせていただきます。

## ○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。消費税の増税を予定している安倍政権ですけれども、参議院選挙の結果によっては、どうなるかわからないという側面も、政権中枢が認めたところでもあるんですね。こうした中で、早々と市が条例改正と。消費税分を上乗せするという議案なんですけれども、交流センターが12館、別館が2つということになって14館ですけれども、消費税増税分の影響額は幾らになりますか。

○まちづくり推進課長

影響額につきましては、半年、10月から3月31日までで5万2千円程度という形で試算しております。

○川上委員

本会議でも述べたと思うんですけども、日本国民の基本的な人権を尊重し、そして国民の権利を保障する上で、今回対象となっている交流センター、ふれあい交流センターは重要な施設だと思うわけですね。これに使用料を取るかどうかということも、私は、そもそもあると思うんですよ。そういう意味合いで。それが既に、消費税が3%となり、5%となり、8%になっていると。さらに今度10%ということになってくると、国民の、市民の負担をどう考えるかということと同時に、国民のこの権利を保障するという立場からいったときに、この増税をそのまま受けとめてやってよいのかという、そういう問題意識です。

そこで、私は額にもよろうと思ったんですけども、使用料を、そもそもの使用料を減額することによって、引き下げることによって、消費税が増税になったとしても、市民の皆さんが負担する使用料、税込み使用料は変わらないと、あるいはこうすれば引き下げられると、それによって、住民の皆さんの交流センターを使って、例えば、表現の自由だとか、結社の自由、そういう市民生活の根本にかかわる自由が大切にされると。そういう飯塚市であるというような考え方でそういうことを一度でも考えたかなというのをお尋ねします。

○まちづくり推進課長

質問議員が言われますように、交流センターにつきましては、地域の拠点施設という形で位置づけをしております。しかしながら、公の施設という位置づけについては変わらない位置づけでございまして、施設利用料、使用料につきましては、使用者の権利を行使し、またそれを実現しようとする方々につきましては、利用料、使用料などの負担を容認していただきまして、その価値を認めて利用されているものだとして理解しております。また、他の公共施設と同様、市民負担の公平性の観点から、受益者負担をいただいておりますので、その点については、使用料につきましては、今回、従来どおりといたしまして、消費税につきましても、最終的な調整につきましては、最終的な負担者となる間接税であることに鑑みまして、国の方針どおりに転嫁することが適切な選択であると考えております。なお、交流センターの施設使用料につきましては、実態といたしましては、利用者の約80%の方々が、10割減免もしくは5割減免となっております。負担軽減策につきましては、今後とも努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○川上委員

これについては、質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は、議案第86号について、反対の立場で討論を行います。消費税増税に係るということで、この値上げ案が出ているわけですけれども、その影響額としては、市にとっては、本当に

大きいものではないんですよね。しかし、その意義という点で考えれば、国民の、住民の権利を行使するという点について、抑制する力になっていくと思います。そうしたことを考慮した場合、飯塚市が、こういう次から次へ消費税が上げられて、今言ったようなマイナスの意味を持ってしまうということについて、どうにか打開できないのかという工夫があつてしかるべきなのに、国の悪税押しつけに言いなりという態度で、こういう引き上げ条例を出すのは、賛成しかねる。このことを申し上げて討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第86号 飯塚市交流センター条例及び飯塚市ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例」について、原案どおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第87号 飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○まちづくり推進課長

「議案第87号 飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をさせていただきます。議案書の64ページをお願いいたします。

飯塚市交流センター整備実施計画に基づき、本年度中に整備が完了する飯塚東交流センター、立岩交流センター、菰田交流センターについて、室名、面積、施設使用料等を変更するものでございます。

議案書の67ページをお願いいたします。飯塚市交流センター条例資料、新旧対照表に基づき説明させていただきます。まず、飯塚東交流センターでございますが、改修工事で図書室、児童室が、第1研修室、第2研修室となり、面積は各室で若干の増減がございます。施行日につきましては、令和元年11月1日からでございます。

次に、立岩交流センターは移転新築で、センターの位置が新飯塚20番30号より新立岩8番13号に変わり、研修室が第1から第6とあわせまして調理実習室となります。室の面積につきましては、それぞれ約47平米から97平米となります。施設利用料につきましては、近年整備した鎮西交流センター、颯田交流センターと同じ基準で設定いたしております。施行日につきましては、令和2年1月1日からでございます。

次に、菰田交流センターは、改修工事で図書室、児童室が第1研修室、第2研修室となり、面積は各室で若干の増減がございます。施行日につきましては、令和2年4月1日からでございます。

以上、簡単ではございますが、「議案第87号 飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例」につきましての補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○江口委員

今回の改正の中で、図書室がなくなるわけですが、実際のところ、今は本があるわけですよね。その分はどうなるのか、お聞かせいただけますか。

○まちづくり推進課長

図書室につきましては、新しくなりました改修、それから新築したところにつきましては、交流センターにございますオープンスペース、交流スペースがございますので、そちらのほうで図書コーナーを設けるような形で考えております。

○江口委員

蔵書の数とかは、どうなりますか。

○まちづくり推進課長

それぞれ改修、新築の3交流センターにつきましては、図書等の整理を行いまして、基本的には蔵書は変わらないと考えていますが、既に古い分とかにつきましては処分、また新たに必要な分については、今後、追加で蔵書していくような形で考えております。

○江口委員

確認いたしますが、基本的に機能としては変わらないのか、それとも変わるのか、そのあたりどうですか。

○まちづくり推進課長

機能としては変わりございません。

○江口委員

図書館運営審議会がありますよね。そちらについては、もうこれは通っているという理解でよろしいですか。

○まちづくり推進課長

今回の改修、新築の立岩、飯塚東、菰田につきましては、図書室扱いという形で認識しております。図書館運営審議会につきましては、ちょっと申しわけありません、生涯学習課、所管課と調査して、回答させていただきたいと考えております。図書館運営審議会には実質、かけてはございません。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

○川上委員

立岩交流センターの整備については、数年かけて、地域の皆さん主導型で、市が協力する形でプランを練り上げていったという経過を承知しております。実は飯塚東については、2年くらい前でしょうか。発見が遅れたんだけど、ひどい雨漏りの状態があって、改修するんだから、くどくどと言う必要ないんだけど、天井にビニールのふわっとしたのをつくって、ポリバケツを据えるというようなのが、1本じゃないんですよ、何本もあった。その当時から、改修が急がれたんだけど、今回の改修に当たり、住民の皆さんのそうしたことの改善を含めた意見は、どのように反映されていったのかお尋ねします。

○まちづくり推進課長

飯塚東交流センターにつきましては、平成29年8月3日を皮切りに、地域のまちづくり協議会の役員方、また自治会長会、また交流センターにおきましては、センター長、係長のほうで、サークル生の意見等を取りまとめしまして、設計の段階までに間に合うような形の意見の聴取、また反映させるような形の会議等を行っております。今質問委員が申されますように、当然、雨漏り、空調の改修、また駐車場の問題、それから交流センターとしてある程度自由に活動できるオープンスペースの問題、屋根の改修、外壁の改修の問題、急傾斜地の問題等につきまして、さまざまなご意見等をいただきながら、丁寧にその意見を聞きした中で、設計に入りきる部分については、反映させていただいているところでございます。

○川上委員

わかりました。飯塚東交流センターを左手に見ながら、飯塚東小学校に巻いて上がっていくでしょう。そののり面に当たり、飯塚東交流センターの背に当たるんだけど、ここは急傾斜地指定になっていますよね。この安全対策はどうしていますか。

○まちづくり推進課長

急傾斜地の工事につきましては、交流センターの改修と若干ずれますけれども、この分については、急傾斜地の対策を講じるような形の工事に入るような形で計画しております。

○川上委員

それともう一つ、同じ安全対策という角度ですけれども、その交流センターの前の歩道の真ん中と思われるような位置に消火栓がありました。これぐらいの消火栓が立っておったんですが、これはどうなっていますか。

○まちづくり推進課長

その消火栓につきましては既に撤去を完了いたしております。地下埋設型のほうに変更しております。

○川上委員

それで菰田の交流センターについても、住民の皆さんと一緒に練り上げてきたと思うんだけど、菰田交流センターの場合の特徴は何かありますか。練り上げていって、ここを重視したというような。

○まちづくり推進課長

基本的なレイアウト等につきましては、改修でございますので大きな変更はございませんけど、特徴的な部分としましては、玄関入りまして、交流スペースと言いますか、オープンスペースを広くとると。そして交流センターの機能をさらに発揮していくような形で、意見をいただいた中で、そういう反映する形で今改修にかかる予定にしております。

○川上委員

それはわかりました。それで、この消費税10%への増税については、今回設定の料金との関係では、どういう関係になっていますか。

○まちづくり推進課長

先ほど、議案第86号のほうで、12交流センターのほうで消費税につきましては、賦課したところでご提案させていただいております。その分で議案第87号につきましては、賦課した金額の中で一応、示させていただいております。

○川上委員

ということは、飯塚東は、ことし11月1日オープンでしょう。立岩は来年1月1日オープン、菰田は来年4月1日オープンなんだけど、もう設定としては、もうこの条例で10%増税分を前提にした、そのままでいくということなんですね。はい、わかりました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は、議案第87号に反対の立場で討論します。飯塚東交流センター、菰田交流センター、立岩交流センターについて、地域の住民の皆さんとよいものをつくろうということで努力されてきている面がある一方で、その使用料の設定において、国においてまだ最終的に決まっていない消費税10%への増税を前提とする、織り込んだ内容となっておりますので、賛成できません。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第87号 飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第88号 飯塚市健幸プラザ条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○健幸・スポーツ課長

「議案第88号 飯塚市健幸プラザ条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明させていただきます。議案書の69ページをお願いいたします。

本案は、現在直営で管理しております飯塚市健幸プラザを地方自治法第244条の2、第3項の規定により、指定管理者に管理させることを可能とするため、関係規定を整備するものでございます。第4条として、新たに指定管理者による管理の規定を、第10条を第11条に繰り下げ、同条第4項として利用料金制度の規定を、第13条として、指定管理者が利用料金を減免する場合の基準の規定を設けるとともに、必要な文言の整備を行っております。

以上で簡単ではございますが、「議案第88号 飯塚市健康プラザ条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

指定管理者を決めることができる、定めることできるようにするという内容ですけれども、利用料金を指定管理者が決めるというのは、どういう意味合いがあるのでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

利用料金制度につきましては、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、市が認めた場合は使用料を指定管理者の収入として収受させることができることとなっております。また今回の条例改正により、11条に別表2に定める使用料につきましては、別表第2に定める額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て利用料金を定めるということで定めております。

○川上委員

現在、市が直営でやっていて、今度は指定管理者に任せられるようにしようということなんですけど、その積極的意義はどこにあるのでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

指定管理者制度の導入につきましては、利用者への住民サービスの向上、それと経費の削減、この2点が指定管理者導入の目的となっております。

○川上委員

そうですね。それで、今回の場合は、住民サービスの向上という第1点のほうとしては、どういったところが考えられていますか。

○健幸・スポーツ課長

今回、民間事業者の能力を活用することによって、特にトレーニング室、多目的ルームにつきましては、住民のニーズが多様化していると考えております。それに応えるためには、指定管理者の自由な発想であったりとか、いろんな団体との連携であったりとか、そういうことで、サービスの向上が図れるものと考えております。

○川上委員

もう一つの財政的寄与という点では、どのくらいのことを考えていますか。

○健幸・スポーツ課長

今回の指定管理料の算定につきましては、年間1900万円弱を想定いたしております。これまでかかっておりました経費につきましては、約2600万円程度になっておりますので、その差額分が効果として見込んでおります。

○川上委員

1900万円の市の出費が減りますということなんですね。その主な要因は何ですか。

○健幸・スポーツ課長

先ほどの分で、差額として大体700万円程度の効果があると見込んでおります。この

700万円の内訳と言いますが、1点目が多目的ルームでいろんな健康事業を行っております。この分の回数と言いますか、その指定管理者で独自でやっていただきたいと思っております。ただ、市の直接事業としては行うんですけれども、その回数の差分が1点、それと、今、市のほうで、健幸プラザにつきましては、嘱託2名、臨時職員1名で受付であったりとか、使用料の徴収を行っております。その分のところで、雇用の関係で重なる時間が非常に多くなっております。その分が必要なくなるというところで、差額分が発生しているものと考えております。

○川上委員

トレーニングの回数全体は減らないと。指定管理者が独自にする回数が入りますということですね。指定管理者がサービスするわけですね。その分は。

○健幸・スポーツ課長

指定管理者が自主事業として、事業を実施していただくということ考えております。

○川上委員

市の指定管理者が自主事業をするときに、財政出動が必要になってくると思うんですけど、事業者として。そのお金はこの事業者はどこから出すのかなという疑問が湧きますね。それから、もう一つは雇用にかかわるところでの要因がありますということだけど、人件費でしょう。

700万円のうち人件費がどれぐらい効果としてあるんですか。

○健幸・スポーツ課長

まず1点目でございますけれども、自主事業につきましては、参加者負担で指定管理者が独自に採算を見て事業を実施するものでございます。ですので、市からのその分の補填というものはございません。2点目でございますけれども、差額といたしましてはその分については、今のところそれぞれ細かいところで設定を行っておりませんが、約300万円程度ではないかと思っております。

○川上委員

さっきのに戻るけど、1番目の回数の問題について言えば、自主事業でやる分は、それに参加する市民が会費を払うということなんですね、今までは無料だったんですね。

○健幸・スポーツ課長

これまでも事業を行う中で、無料ということではございません。一部負担金をいただいております。ただ低額に抑えていたというところでございます。

○川上委員

幾らぐらいを想定していますか。

○健幸・スポーツ課長

事業の内容によって、いろんな金額が想定されるかと思っておりますけども、ちょっと大ざっぱな答えになりますけれども、大体1回が500円、参加料として1回が500円前後するものではないかと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

議案第88号について、反対の立場で討論します。現地にも行きましたし、利用者からもいろいろお話は聞きました。働いている方からも聞きました。こうした中で、必ずしも現状のままでいいというわけではないということも、わかるわけですけれども、その現状を改善して、より市民に親しまれるようにするためには、必ずしも指定管理者制度を導入するというだけでなくでもできるし、また、指定管理者にすれば、制度にすれば、必ずできるというわけでもな

いということも感じるわけですね。それで、当分の間は、飯塚市が直営で、さらに関与を深めて、一つ一つ改善をする方法でいったほうが、この健幸プラザは市民に親しまれやすくなるのではないかというように思うので、今回の提案については、賛同しかねるということです。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第88号 飯塚市健幸プラザ条例の一部を改正する条例」について、原案どおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

川上委員から「公害防止協定の締結について」、所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。川上委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。川上委員に発言を許します。

○川上委員

公害防止協定、環境保全協定の締結について、所管事務調査の提案であります。本市の環境基本条例のうち、第14条に環境保全協定があります。その協定の締結状況は、平成27年を最後に、1件もなく進んでいません。そういう状況の中で、市が管理する潤野地区の大牟田ため池等水路のしゅんせつによる汚泥が産業廃棄物として処理されている事実がわかりました。市の環境行政として、適切であるかについて調査をしたいと思います。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として、「公害防止協定の締結について」、所管事務調査を行うことに、ご異議ありませんか。

( 異議あり )

異議がありますので、再度お諮りいたします。本委員会として、「公害防止協定の締結について」、所管事務調査を行うことに、賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

可否同数でございます。委員長として、所管事務調査を行うことに反対をいたします。よって所管事務調査を行うことは、否決されました。

川上委員から、「自然環境保全条例に基づく、必要な施策の実施について」、所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。川上委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。(発言する者あり)

暫時休憩いたします。

休 憩 10:40

再 開 10:41

委員会を再開いたします。

○川上委員

「自然環境保全条例に基づく、必要な施策の実施について」、本市は自然環境保全条例の第1条で、その目的を述べて、「市と市民が連携して、自然環境に重大な影響を及ぼす事業活動を未然に防止することにより、自然環境を保全し、もって安全な生活環境を守る」ということで、立場も明らかにしています。こうした中で、白旗山メガソーラー、金比羅山メガソーラー、筑穂元吉における野見山産業の土砂埋め立て処分、この3つの事業については、重要な案件として、今、市の自然環境対策審議会においても報告されて、審査の過程にあります。

この事業が、特に自然環境保全条例に基づいて、適正に事態が進んでいるかについては、私も本会議で繰り返し指摘をしたところがあります。さらに本会議で詳しく質問する、一般質問で質問する機会があるかと思いますが、所管でありますので、委員会ですら十分



審査するという飯塚市議会のルールがありますので、所管事務調査を行う提案するものであります。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として、「自然環境保全条例に基づく、必要な施策の実施について」、所管事務調査を行うことに、ご異議ありませんか。

( 異議あり )

異議がありますので、再度お諮りいたします。(発言する者あり)本委員会として、「自然環境保全条例に基づく、必要な施策の実施について」所管事務調査を行うことに、賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

可否同数。委員長として、採決を行います。委員長として、本件については否決するものと決定いたします。(発言する者あり)

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から2件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「作業中における車両損傷事故について」報告を求めます。

○環境対策課長

「作業中における車両損傷事故について」報告いたします。資料をお願いいたします。本件事故は、令和元年5月30日木曜日、午後3時5分ごろ、環境対策課職員が飯塚市吉北地内清掃工場クリーンセンター西門の除草作業中に、誤って刈り払い機で飛ばした小石が被害車両左側後部座席の窓ガラスに当たり、損傷させたものでございます。なお、この事故の損害賠償については、現在相手側と協議を行っているところです。この事故の原因につきましては、職員の安全管理等への対応が十分でなかったことによるもので、当該職員に対し、厳しく注意し本人も深く反省しております。今回職員の不注意により、このような事故を起こしてしまったことに対し、深くおわび申し上げますとともに、他の職員に対しましても、危機管理意識と細心の注意を払って業務に当たるよう指導をさらに徹底し、再発防止に努めてまいります。以上、簡単でございますが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約の報告について」報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況につきまして、お手元に配付いたしております資料により、ご報告をいたします。今回報告をいたします工事は、飯塚東交流センター大規模改造工事でございます。入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準に基づきまして、市内建築一式工事のI等級に格付をされている要件等を決定し、入札を執行いたしました。

次に、入札の結果についてご説明いたします。資料の1ページをお願いいたします。本件につきましては10者による入札を執行いたしました。その結果、落札額9556万3600円、落札率で91.43%で三協技建株式会社が落札をしております。なお本件の入札につきましては最低制限価格によります10者中9者の同額応札があり、地方自治法施行令の規定に基づきまして、くじ引きにて落札者を決定いたしております。以上、工事請負契約についての報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

これは最低制限価格への応札の集中ということになるんですかね。

○契約課長

本件は、10者での応札がございまして、10者中9者が最低制限価格による入札を行われました。その結果、くじ引きにて決定をしたということでございます。

○川上委員

副市長、最低制限価格への応札の集中について、またくじ引きということなんだけど、これについて、どういう感想を持ってありますか。

○副市長

これは正当な、企業さん方の入札だと考えております。

○川上委員

最低制限価格への応札の集中というのが、品質の確保について、大丈夫かという懸念を市は表明して、さまざまな制度を扱ってきたでしょう。その点から言って、引き続き最低制限価格が事前公表されて、これが札の集中、入札の集中となっていることについて、どうかということをお聞きしたいんです。

○契約課長

確かにこれまでも、入札制度について、総務課の中でもお話させていただいておりますけれども、今おっしゃられますように、最低制限価格に張りつくというような状況が建築工事であります。ただの品質の確保という点でございまして、設計額等を十分に関係課とも協議をして入札を執行しておりますので、現段階では問題ないと思っております。ただ総合評価制度とか、そういった形で、これまで1億5千万円以上の工事についてということで、今やっておりますけれども、そういったことも含めて全体的に、今後は検討していきたいとは考えております。

○川上委員

今言われているのは、今回最低制限価格の事前公表で、入札が集中したんだけど、品質確保に何の問題もないという見解を示されたわけですね。

○契約課長

繰り返しになりますけれども、関係課とも設計額そのものを十分に精査した中で、最低制限価格も設定させていただいておりますので、そのように考えております。

○川上委員

何の問題もないと。品質確保で。そうすると、先ほど言われた総合方式、総合評価方式を1億円台にまで引き下げていく理由はないということになりますが、副市長、そういう感じですか。

○委員長

川上委員、質疑の内容が、契約の全体になってきておりますので、個別のこの報告について――。（発言する者あり）

ほかに質疑はありますか。

○川上委員

そうしますと、最低制限価格は、今度、落札率を見ると91.43%になってますでしょう。過去の例から言うと、最低制限価格は、その予定価格との関係では、いくらでも張りついて、くじ引きしてきたんだけど、大体、何%が多かったですか。

○契約課長

何%が多いと言いますか、大体この90%台というのが設定されておりますので、大体これぐらいの率が多かったという感じでございます。

○川上委員

過去は87%ぐらいで張りついておったんですよ。だから、それを理由にして、この入札方式ではだめで、総合評価方式というのでわいわいやってきたわけね。私は、そのときから最低制限価格の事前公表制度も検討したほうがいいというふうに、提起したことがあるけれども、そもそも、その設計が低過ぎるのではないかと。そのことによって、品質確保が大丈夫かと問われる事態になっているのではないかということで、最低制限価格そのものが低い、引き上げられる必要があるんじゃないかというふうに言っていたんだけど、そういう意図があって、最低制限価格が引き上がっておるということはないですか。

○契約課長

そのようなことはございません。

○川上委員

そしたら、ここの91.43%という設定は、どういうことで、この数字になっているんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:53

再 開 10:54

委員会を再開いたします。

○契約課長

最低制限価格の出し方、率とかいうのは、この場では、申しわけございませんが申し上げられません。

○川上委員

この場で申し上げなければ、どこで申し上げるんですか。個別に議員から呼ばれたときに説明するわけですか。あなた方が報告したんですよ、このことを。91.43%の数字の意味について、説明を求めているのに、この場で説明できないってどういうことですか。どこで説明するんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:55

再 開 11:05

委員会を再開いたします。

○契約課長

最低制限価格の算出でございますけれども、それぞれ設計額の中で、直接工事費、共通仮設費といったそれぞれ項目がございますが、それごとに、率を掛けて算出をしております。算出方法の詳細につきましては、それぞれは申し上げられませんけれども、そういった形で積み上げをしております。確かに質問委員がおっしゃるように、最低制限価格そのものが若干ずつ上がってきているということもございますけれども、当然、先ほども言われました品質の確保という観点からも、そういった率をそれぞれ決めて算出をしておりますので、最低制限価格そのものに、これが当然、先ほどから答弁しておりますように、関係課とも協議しておりますので、品質の確保に問題ないといった観点から、こういう設定をさせていただいているということでございます。

○川上委員

わかりました。ということは、総合評価方式1億5千万円を引き下げて、工種拡大ないし金額対象を広げる必要はないという感想を持ちましたので、それを副市長に申し上げて、質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:06

再 開 11:29

委員会を再開いたします。閉会中の継続審査事件について、意見はございますか。

○川上委員

その点については、私は2点提案があります。1点は、「自然生活環境保全について」であります。もう1点は、「公共交通・お出かけ支援について」調査をお願いしたいと思います。

○委員長

ほかに意見はありますか。

○佐藤委員

案件名は、「健康づくりについて」。理由は、健康づくりは本市にとって重要施策であること、2つ目は、2019年度より健康づくり計画が開始しており、実施状況が委員会で確認、また計画の進行状況も審議できること。3つ目に健康づくりは健康寿命の延伸、医療費の縮減を目的としていることから、市民協働部のみならず、市民環境部の所管事務であること、以上3つです。お願いいたします。

○委員長

お諮りいたします。初めに、本委員会として、「自然生活環境保全について」を閉会中の継続審査事件とし、調査終了まで付託を受けることに、賛成の委員は举手願います。

( 挙 手 )

賛成少数。よって、「自然生活環境保全について」は閉会中の継続審査事件とすることは否決されました。

次に、「公共交通・お出かけ支援について」を閉会中の継続審査事件とし、調査終了まで付託を受けることに賛成の委員は举手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本委員会として、「公共交通・お出かけ支援について」、閉会中の継続審査事件とし、調査終了まで付託を受けることに決定いたしました。

次に、「健康づくりについて」を閉会中の継続審査事件とし、調査終了まで付託を受けることに、賛成の委員は举手願います。

( 挙 手 )

全会一致。よって、本委員会として、「健康づくりについて」を、閉会中の継続審査事件とし、調査終了まで付託を受けることに決定いたしました。

なお、本件2件については、会議規則第105条の規定に基づき、議長に申し出をいたしますので、ご了承願います。これをもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。